

## 廃棄物再生事業者登録関係事務取扱要領

制定 平成 24 年 6 月 20 日

改正 令和 8 年 5 月 12 日

### (目次)

- 第 1 目的
- 第 2 用語の定義
- 第 3 登録の申請又は届出等
- 第 4 実地調査の実施
- 第 5 登録の実施
- 第 6 廃棄物の再生に適する施設
- 第 7 登録の取消し
- 第 8 登録証の扱い
- 第 9 その他留意事項
- 第 10 標準処理期間
- 第 11 管轄する健康福祉センター

### 第 1 目的

この要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく廃棄物再生事業者の登録の事務処理に関し、一般的な事項を定めることにより、事務の円滑な運用を図ることを目的とする。

なお、特殊な内容については、個別の通知により事務処理されるものであること。

### 第 2 用語の定義

- 1 法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）をいう。
- 2 政令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）をいう。
- 3 省令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）をいう。
- 4 細則 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成 4 年静岡県規則第 63 号）をいう。

### 第 3 登録の申請又は届出等

静岡県内において廃棄物の再生を業として営んでいる者（以下「廃棄物再生事業者」という。）は、その事業の用に供する施設及び申請者の能力が、その事業を的確に、かつ、継続して行うに足るものとして省令第 16 条の 2 に定める基準に適合すると認められるときは、その事業場について、それぞれの事業場ごとに静岡県知事（以下「知事」という。）の登録を受

けることができる。

なお、同一事業場で複数の廃棄物の再生事業を行う場合には、ひとつの事業場として扱う。

＊「再生」とは、廃棄物を再び製品の原材料などの有用物とするため必要な操作をすることを行い、「再生」を推進することの目的は焼却、埋立をすべき廃棄物の量を減らすことにある。

### 第 3－1 登録の申請

#### 第 3－1－(1) 登録申請書等

登録を受けようとする事業場の所在地を管轄する健康福祉センターに、下表の申請書様式に必要な書類を添付させ、必要部数を提出させること（管轄する健康福祉センターは「第 11 管轄する健康福祉センター」による。）。静岡市又は浜松市に事業所がある場合には廃棄物リサイクル課に提出させること。

なお、健康福祉センターは申請書正本を廃棄物リサイクル課へ進達し、申請書副本のうち 1 部を登録証の交付時に申請者に返却し、1 部を健康福祉センターの控えとする。

| 区分 | 申請書様式                     | 添付書類                                                                  | 提出部数                                             |
|----|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 登録 | 廃棄物再生事業者登録申請書（細則様式第 27 号） | 別紙 1<br>「廃棄物再生事業者登録申請書等添付書類チェックリスト」による<br>内容及び留意事項は<br>下記（2）及び（3）のとおり | 正本 1 部<br>副本 2 部<br>（静岡市又は浜松市にあっては正本 1 部、副本 1 部） |

（注）添付書類は別紙 1 「廃棄物再生事業者登録申請書等添付書類チェックリスト」の順に並べ、整理して提出させること。

#### 第 3－1－(2) 登録申請書受理の際の留意事項

ア 法に基づく他の許認可・指定等の取得が必要な場合は、これらを先に取得させること。

イ 申請書の受理にあたっては、必要事項の記載や添付書類の有無を確認し、申請の適正を期すこと。「申請者欄」等においては、氏名（法人にあっては代表者等の氏名）が記名されていることを確認すること。

ウ 法人が行う申請であって、事業場の代表者等が法人の代表者に代わって当該申請を行う権限を有することが委任状等により確認できる場合には、当該事業場の代表者等による申請で差し支えないこと。

#### 第 3－1－(3) 添付書類の内容及び留意事項

政令第 17 条及び省令第 16 条の 3 の規定により申請書に添付すべき書類は、別紙 1 「廃棄物再生事業者登録申請書等添付書類チェックリスト」のとおりであるが、その内容と留意事項は次のとおりである。

なお、当該書類が何度も発行される性質のものでない場合を除いて、第三者が証明等を行った書類については、原本を添付させるものとする。

① 事業計画の概要を記載した書類

- ア 事業計画の概要は、別紙2により記載させること。
- イ 再生事業に関わる内容について具体的に記載させること。
- ウ リサイクル率については、本登録業者の事業形態（既に分別が行われている廃棄物を受入れ処理する）を鑑み9割以上が望ましい。

② 事業の用に供する施設の概要を記載した書類

- ア 事業の用に供する施設の概要は、別紙3により記載させること。
- イ 運搬施設はフォークリフト等事業所内で使用するものについて記載させること。収集運搬車両については記載不要。
- ウ 保管場所は処分前後について記載させること。処分前後の廃棄物の保管施設の共用は認めない。また、保管施設は屋根や壁を有することは要件としていないが保管する廃棄物の種類に応じた適切なものにすること。ただし、法に基づく他の許認可・指定等を受けている保管場所については、それらに従う。

③ 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図並びに処理施設（保管場所を含む）の設計計算書及び写真

- ア 事業場の配置図、平面図
- イ 再生の事業に供する各施設の構造を明らかにする図面
- ウ 設計計算書は、処理能力を算出した根拠を示すもの
- エ 運搬施設の図面については、写真の添付をもって足りる。
- オ 主要な処理施設の写真（保管場所及び保管場所の掲示板を含む。）
- カ 保管量の上限を示す図面及び計算書

④ 事業の用に供する土地及び施設の使用に関し権原を有することを証する書類

- ア 施設に係る土地の登記事項証明書については、施設に係る土地の所有者と申請者とが異なる場合は、登記事項証明書に加え賃貸借契約書等の使用権原を証する書類を添付させること。
- イ 処理施設及び運搬施設については、引渡証明書、売買契約書及び領収書等の代金領証又は償却資産課税台帳の登録事項証明書とし、当該施設の所有権を有しない場合は、使用賃貸借契約書等の使用権原を証する書類を添付させること。

⑤ 事業場の付近図及び公図の写し

- ア 事業場付近の見取図を添付させるものとする。
- イ 公図の写しとして、処理施設（保管の場所を含む。）の配置を図示したものに作製（謄写）者氏名及び作製（謄写）年月日を付記したものを1部添付させるものとする。

⑥ 法人の場合にあつては、定款又は寄付行為及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

- ア 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）は、受付日から起算して3か月前の日以

降に交付されたものであること。

イ 定款又は寄附行為の事業目的及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の「目的」欄に廃棄物の再生を業とする旨（同様の行為を含む。）が含まれていることを確認すること。含まれていない場合は、改正又は変更登記の後に申請させること。

⑦ 個人の場合にあつては、住民票の写し又は外国人登録証明書

ア 本籍の記載のあるものに限る。

イ 外国人登録済証明書は外国人登録証明書の写しの代わりに提出された場合、外国人登録証明書の写しが提出されたものとみなす。

ウ 住民票及び証明書は、受付日から起算して3か月前の日以降に交付されたものであること。

⑧ 法人の場合にあつては、直近2年分の事業年度における貸借対照表及び損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

ア 法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類は、確定申告書（税務署の受付印又はそれに代わるもののあるものに限る。）の写し及び法人税納税証明書とし、貸借対照表及び損益計算書は確定申告書に添付して税務署に提示するものと同じのものとすること。

イ 2年分の書類が添付できない場合の代替措置は認めない。

ウ 法人税未納税者については、一般に、事業を継続して行うに足る経理的基礎を有しているとは考えられないので、登録の対象とならない。なお、納税の猶予又は納付委託等の措置がとられている者についてはこの限りでない。

エ 事業を継続して行うに足る経理的基礎を有しているか否かの判断は平成12年9月29日付け衛産第79号を参考にする。具体的には、2年分について経常利益が計上できていること又は自己資本比率（自己資本；純資産の部計／総資本；負債・純資産の部計）が1割を超えていること。

⑨ 個人の場合にあつては、直近2年分の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

ア 所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類は、確定申告書の写し及び所得税納税証明書とする。

イ 所得税未納税者については、一般に、事業を継続して行うに足る経理的基礎を有しているとは考えられないので、登録の対象とならない。なお、納税の猶予又は納付委託等の措置がとられている者についてはこの限りでない。

ウ 資産に関する調査において、2年分につき、負債額が資産額に比べて大きい場合は、事業を継続して行うに足る経理的基礎を有しているとは判断できないこと。

⑩ 業務経歴を記載した書類（業務経歴書）

ア 業務経歴は別紙4により記載させること。

イ 法人の場合にあつては、当該法人の業務経歴書。法人の設立年月日、当該再生事業の開始年月日等を記載させること。

ウ 申請事業場で登録しようとする事業実績が2年以上あることを確認すること。た

だし、施設の新設など同一ごみ行政区域（市町単位）での移転の場合は、旧事業場での事業年数を加味することができる。

エ パンフレット等で代用する場合は別紙 4 の添付は不要とする。

オ 個人の場合、本人の業務経歴書

- ⑪ 申請者が法第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類（以下、「誓約書」という。）

ア 申請者が法第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでのいずれにも該当しない旨は、別紙 5 により記載させること。

- ⑫ 法に係る許認可・指定等が必要な場合は、許可証等の写し

- ⑬ 金属くずの再生を行う場合にあっては、静岡県金属くず営業条例（昭和 32 年 12 月 10 日静岡県条例第 51 号）に基づき静岡県公安委員会が交付する「金属くず商許可証」の写し（以下、「金属くず商許可証写し」という。）

- ⑭ その他知事が必要と認めた書類

### 第 3－2 届出

#### 第 3－2－(1) 届出書等

廃棄物再生事業者登録事項変更届（以下「変更届」という。）又は廃棄物再生事業者事業場廃止・休止・再開届（以下「廃止・休止・再開届」という。）の区分に応じ、下表の届出書様式に必要な資料を添付させ、必要部数を事業場の所在地を管轄する健康福祉センターへ提出させること。届出書正本は廃棄物リサイクル課へ進達すること。静岡市及び浜松市に事業所がある場合には廃棄物リサイクル課に提出させること。

なお、変更届の内容が、住所、氏名又は名称などの登録証記載事項に係るものは、登録証の書換交付となるため、登録証の交付時に副本 1 部を返却し、変更届の内容が登録証記載事項以外の場合は、登録証の書換交付とならないので、届出受理後に副本 1 部を返却するものとする。

また、廃止・休止・再開届の場合は、届出受理後に副本 1 部を返却するものとする。

| 区分            | 届出書様式                                 | 添付書類     | 提出部数                         |
|---------------|---------------------------------------|----------|------------------------------|
| 変更届           | 廃棄物再生事業者登録事項変更届<br>（細則様式第 29 号）       | (3) のとおり | 正本 1 部<br>副本 2 部             |
| 廃止・休止・<br>再開届 | 廃棄物再生事業者事業場廃止（休止、再開）<br>届（細則様式第 30 号） | (4) のとおり | （静岡市又は浜松市にあっては正本 1 部、副本 1 部） |

#### 第 3－2－(2) 届出書受理の際の留意事項

ア 届出書の受理にあたっては、必要事項の記載内容や添付書類の有無を確認し、届出の適正を期すこと。

イ 法人が行う届出であって、事業場の代表者等が法人の代表者に代わって当該届出を

行う権限を有することが委任状等により確認できる場合には、当該事業場の代表者等による届出で差しつかえないこと。

ウ 事業場を移転する場合は、登録申請時と同程度の添付書類が必要となる場合があるので、事前に廃棄物リサイクル課へ連絡すること。

エ 個人から法人、法人から個人、旧会社の消滅を伴う吸収合併または新会社設立の場合は、登録事業場について廃止届及び新規登録申請を行わせること。

オ 同一事業場で行っている他の廃棄物の再生を登録する場合は、変更届を提出させること。

### 第3-2-(3) 変更届の添付書類

変更事項の内容に応じて、概ね次のとおりとする。変更内容に該当するものを添付させること。

#### ア 事業者住所の変更

- ① 法人の場合にあつては、定款又は寄付行為及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ② 個人の場合にあつては住民票の写し又は外国人登録証明書
- ③ 法に係る許認可・指定等が必要な場合は、許可証等の写し
- ④ 金属くずの再生を行う場合にあつては、金属くず商許可証写し

#### イ 氏名又は名称の変更並びに法人にあつてはその代表者の氏名の変更

- ① 法人の場合にあつては、定款又は寄付行為及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ② 個人の場合にあつては住民票の写し又は外国人登録証明書
- ③ 誓約書
- ④ 法に係る許認可・指定等が必要な場合は、許可証等の写し
- ⑤ 金属くずの再生を行う場合にあつては、金属くず商許可証写し
- ⑥ 登録証の写し

#### ウ 事業の用に供する施設（保管及び運搬施設を含む。）並びに当該施設の設置場所の変更

- ① 事業の用に供する施設の概要を記載した書類；変更前後について添付
- ② 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図並びに設備の設計計算書及び写真
- ③ 事業の用に供する施設の使用に関し権原を有することを証する書類
- ④ 事業場の公図の写し
- ⑤ 法に係る許認可・指定等が必要な場合は、許可証等の写し

#### エ 事業場住所の変更（住所表記の変更のみ）

- ① 法に係る許認可・指定等が必要な場合は、許可証等の写し
- ② 金属くずの再生を行う場合にあつては、金属くず商許可証写し
- ③ 登録証の写し、住居表示変更等が確認できる書類

オ 再生を行う廃棄物の種類及び再生方法を追加、変更するとき

- ① 事業計画の概要を記載した書類；変更前後について添付
- ② 事業の用に供する施設の概要を記載した書類；変更前後について添付
- ③ 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図並びに設備の設計計算書及び写真
- ④ 事業の用に供する施設の使用に関し権原を有することを証する書類
- ⑤ 事業場の公図の写し
- ⑥ 業務経歴を記載した書類
- ⑦ 法に係る許認可・指定等が必要な場合は、許可証等の写し
- ⑧ 金属くずの再生を行う場合にあっては、金属くず商許可証写し
- ⑨ 登録証の写し

### 第 3－2－(4) 廃止（休止、再開）届の添付書類

ア 廃止の場合

- ・ 登録証

イ 休止、再開の場合

- ・ 登録証の写し

### 第 3－3 登録証の再交付と返納

#### 第 3－3－(1) 登録証の再交付

登録証を破り、汚し、又は失ったときは、下表の申請書様式に必要な資料を添付させ、必要部数を事業場の所在地を管轄する健康福祉センターへ提出させること。なお、健康福祉センターは申請書正本を廃棄物リサイクル課へ進達すること。静岡市及び浜松市に事業所がある場合には廃棄物リサイクル課に提出させること。提出の際は、再交付の理由を確認するなど申請の適正を期すこと。登録証の再交付時に副本 1 部を申請者に返却するものとする。

| 様 式                        | 添付書類                   | 提出部数                                                     |
|----------------------------|------------------------|----------------------------------------------------------|
| 許可証等再交付申請書<br>(細則様式第 31 号) | 登録証<br>(登録証を失ったときを除く。) | 正本 1 部<br>副本 2 部<br>(静岡市又は浜松市に<br>あっては正本 1 部、副<br>本 1 部) |

#### 第 3－3－(2) 登録証の返納

登録を取り消されたとき、又は登録証の再交付を受けた後に失った登録証を発見したときは、下表の返納書様式に必要な資料を添付させ、必要部数を事業場の所在地を管轄する健康福祉センターへ提出させること。返納書正本は廃棄物リサイクル課へ進達すること。静岡市及び浜松市に事業所がある場合には廃棄物リサイクル課に提出させること。

| 様 式                     | 添付書類 | 提出部数   |
|-------------------------|------|--------|
| 許可証等返納書<br>(細則様式第 32 号) | 登録証  | 正本 1 部 |

#### 第 4 実地調査の実施

- ア 申請書又は変更届出書（事業の用に供する施設の変更に限る）を受理するにあたっては、原則として実地調査を行い、申請又は届出の内容と相違がないことを確認すること。

#### 第 5 登録の実施

- ア 知事は、登録をしたときは、政令第 19 条の規定に基づき廃棄物再生事業者登録証明書（細則様式第 28 号。以下、「登録証明書」という。）を申請者に交付する。
- イ 知事は、登録をしたときは、市町長にその内容を通知するものとする。
- ウ 知事は、当該申請が法に規定する登録基準に適合せず、又は申請者が当該申請の補正に応じない場合は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 7 条及び第 8 条の規定に基づき登録を拒否するとともに、当該拒否の理由を付して当該申請者に通知しなければならない。

#### 第 6 廃棄物の再生に適する施設

省令第 16 条の 2 に規定する施設は下表のとおりである。

| 廃棄物     | 施設                    | 備考                                                                                               |
|---------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 古紙      | 古紙の再生に適する圧縮梱包施設       | 選別した古紙を、再生に適するように圧縮・梱包する施設                                                                       |
| 金属くず    | 金属くずの再生に適する選別施設及び加工施設 | 選別施設とは、磁選機、アルミ選別機、風力選別機、慣性選別機、ふるい選別機など金属を選別する施設<br>* 単一材質の特定の金属くずのみ処分する場合は選別機不要のため、申請書・登録証へその旨記載 |
|         |                       | 加工施設とは、廃棄物を切断、破碎等の加工をする施設及び選別した金属を圧縮する施設等                                                        |
| 空き瓶     | 空き瓶の再生に適する選別施設        | カレットを色別を選別する施設及びカレットから不純物を除去する施設並びにリターナブルビンを選別する施設<br>* 手選別は不可                                   |
| 古繊維     | 古繊維の再生に適する裁断施設        | 選別した古繊維をウェスにするために裁断する施設                                                                          |
| その他の廃棄物 | 当該廃棄物の再生に適すると知事が認めた施設 |                                                                                                  |

\* その他の廃棄物については、随時、協議・決定し当該表へ追記していくものとする。

## 第7 登録の取消し

### 第7-1 取消しについて

知事は、登録再生事業者が政令第22条各号に該当するときには、その登録を取り消すことができる。以下、事例を示す。

- ア 生活環境の保全上の支障を生じる施設（保管場所を含む）で再生を行っている場合（政令第22条第1号に規定する省令第16条の2第1号及び第2号）
- イ 事業の用に供する施設の使用に関し、権原を有しなくなった場合（政令第22条第1号に規定する省令第16条の2第3号）
- ウ 事業を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎がなくなった場合（政令第22条第1号に規定する省令第16条の2第4号）
- エ 法に基づく他の許認可・指定等の取消しとなった場合（政令第22条第1号に規定する省令第16条の2第5号）
- オ 申請者が法第14条第5項第2号イからへまでのいずれかに該当するに至った場合（政令第22条第1号に規定する省令第16条の2第5号）
- カ 政令第20条及び第21条の規定による届出をしなかった場合（政令第22条第2号）

### 第7-2 取消しの取扱い

- ア 知事は、登録を取り消そうとするときは、行政手続法及び静岡県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年静岡規則第71号）の規定に基づき聴聞を行う。
- イ 知事は、登録を取り消したときは、その理由を付して再生事業者に通知するとともに、市町長にその内容を通知するものとする。

## 第8 登録証の扱い

### 第8-1 登録番号の取扱い

- ア 登録番号は通し番号とし、『廃再第〇〇号』とする。
- イ 廃止届が出された場合及び取消しを行った場合は、欠番とする。

### 第8-2 登録日の取扱い

- ア 登録の年月日は、決裁の日とする。
- イ 登録に有効期限はない。

### 第8-3 登録証の記載

#### ア 登録証の住所

登録証の住所は、県内であっても静岡県から記載すること。また、法人の組織表示については、(株)、(有)等と省略せず、株式会社、有限会社等とすること。なお、交付にあたっては、知事印を押印すること。

#### イ 事業場の所在地

- ① 事業場の所在地は市町名から記載し、住居表示を記載することとする。施設が設置されている地番を表記するものではない。
- ② 所在地に併記し、事業場の名称を記入する。

#### ウ 事業の内容

- ① 「廃棄物の再生に係る事業内容」として「〇〇の再生事業（再生処理方法）」と記載し、再生処理方法を（ ）書きで記載すること。
- ② 扱う廃棄物の種類に応じて「〇〇（一般廃棄物）の再生事業」「〇〇（産業廃棄物）の再生事業」と記載すること。

#### エ 変更の状況

- ① 登録証に係る履歴を日付とともに記載すること。
- ② 変更事項に係る日付の例は次のとおりである。

|       |   |                               |
|-------|---|-------------------------------|
| 住所変更  | … | 履歴事項全部証明書中の変更（移転）の日（登記の日ではない） |
|       |   | 住民票の転入又は転居の日（届出の日ではない）        |
| 組織変更  | … | 履歴事項全部証明書中の変更の日（登記の日ではない）     |
| 代表者変更 | … | 履歴事項全部証明書中の就任の日（登記の日ではない）     |

### 第9 その他留意事項

#### 第9-1 登録事業者に対する指導事項

- ア 法に規定する基準を遵守させ、かつ、生活環境の保全上の支障を生じさせるおそれのないようにすること。
- イ 必要な届出書等の提出を行わせること。
- ウ 廃棄物の再生に係る事業にあっては、法第12条第5項及び第6項の規定に基づき適正な委託が行われるよう、排出事業者と収集運搬業者との間の二者契約及び排出事業者と処分業者との間の二者契約を徹底させること。
- エ 市町における一般廃棄物の再生に関し協力依頼があったときは、それに応じさせること。
- オ 登録証明書を、登録を受けた事業場の見やすい場所に掲示させることが望ましいこと。

#### 第9-2 県公安委員会との連絡

県（廃棄物リサイクル課）は、金属くずの再生事業の登録申請があった場合には、別紙6により県公安委員会に当該申請者の氏名、住所、事業内容等を通知し、登録に関して意見を聴くものとする。

#### 第9-3 市町等との連絡

県（廃棄物リサイクル課）は、（一般・産業）廃棄物の再生事業の登録申請があった場合には、別紙7により、関係市町に当該申請者の氏名、住所、事業内容等を通知し、登録に関し意見を

聴くものとする。ただし、添付書類により市町と事業者との間で廃棄物の取扱いについて協議済と認められる場合はその限りではない。

例) ・一般廃棄物を取り扱う事業者による申請内容で 5t/日未満の施設を使用するとき

- ・申請時、法に係る許認可証等を行政の都合により添付できないと説明を受け受理したときなど

#### 第 9 - 4 登録事業場一覧の扱い

- ア 市町等に送付する。
- イ 県ホームページに掲載する。

#### 第 9 - 5 その他留意事項

- ア 本登録制度は、廃棄物の再生を業として営んでいる事業者を登録するもので、廃棄物処理業の許可等については、この登録を受けることによって不要となるものではないこと。
- イ 本登録制度は、その事業場ごとに登録を行うものであること。
- ウ 本登録制度は、廃棄物の再生を業として営んでいる事業者を登録するもので、廃棄物の収集又は運搬を業として営んでいるものは、対象にならないこと。
- エ 本登録制度は、「登録を受けることができる」とあるもので、登録を受けなければ、当該事業が行えないものでないこと。
- オ 登録の対象となる事業者には、公益法人、事業協同組合等で、定款又は寄付行為上再生に係る事業を行うことができるものも含まれる。

#### 第 10 標準処理期間

標準処理期間は、静岡県許認可事項処理規程により 30 日となっているので、迅速かつ公平な処理を図ること。

なお、標準処理期間は、適法な申請を処理することを前提として定めたものであり、不備な申請は通常の態様の申請とみられないことから、通常要すべき標準的な期間の解釈として、標準処理期間には、申請書の補正に要する期間は含まれない。

また、補正を指示した場合は、その経過を記録する。

#### 第 11 管轄する健康福祉センター

廃棄物再生事業者の登録等に係る申請書等の受付を行う健康福祉センターは下表のとおりである。

| 静岡県                | 所在地                      | 電話番号         | 管轄地域                       |
|--------------------|--------------------------|--------------|----------------------------|
| 賀茂健康福祉センター<br>環境課  | 〒415-0016<br>下田市中 531-1  | 0558-24-2053 | 下田市・東伊豆町・河津町・南伊豆町・松崎町・西伊豆町 |
| 東部健康福祉センター<br>廃棄物課 | 〒410-8543<br>沼津市高島本町 1-3 | 055-920-2106 | 熱海市・伊東市・沼津市・三島市・裾野市・       |

|                   |                            |              |                                         |
|-------------------|----------------------------|--------------|-----------------------------------------|
|                   |                            |              | 伊豆市・伊豆の国市・清水町・長泉町・函南町・御殿場市・小山町・富士市・富士宮市 |
| 中部健康福祉センター<br>環境課 | 〒426-8664<br>藤枝市瀬戸新屋 362-1 | 054-644-9288 | 焼津市・藤枝市・島田市・牧之原市・川根本町・吉田町               |
| 西部健康福祉センター<br>環境課 | 〒438-8622<br>磐田市見付 3599-4  | 0538-37-2248 | 掛川市・御前崎市・菊川市・磐田市・袋井市・森町・湖西市             |